



2015年7月15日 発行

2015年夏号

<第31号>

編集・発行/社会福祉法人ワークスユニオン 代表/池田直樹 〒551-0001 大阪市大正区三軒家西1丁目17-18 TEL.06(6556)0881 FAX.06(6556)0882 info@works-union.org http://works-union.org/taiyo.html

写真：有限会社柳化成工業所、有限会社オーエムクリエイティブ、株式会社プロトワーク

ふうせんバレー

私は、ふうせんバレーをやっています。つき2回やっています。仕事で疲れているけど、ふうせんバレーには行っています。

私は、体を動かすのが好きです。他のスポーツがあるけど、特にわからないけど、ふうせんバレーがやりたいです。れんしゅうはしんどいけど、みんなと一緒にすることが楽しいです。

5月2日に西日本大会で、みんなの前でせんしゅせんせいをしました。

きんちょうしたけど、最後まで大きな声を出しました。

また機会があったらやりたいです。

今は、後ろの方でパスをまわして、アタッカーにボールをつなげる役割をしているけど、本当はこれからは、アタッカーをやりたいです。

香山厚子

それぞれの働き方

企業就労の試みに幾度か失敗した人たち。またその途中で断念した人たち。それでも、なお企業で働きたいと思う人たちのために、企業の中に彼らの働く場を数ヶ所作りました。

(パンフレットより)

ユニオンの日中事業所は、開設当初から利用者さんの「働きたい」との思いに寄り添ってきました。その理念は変わっていません。

しかし、時の流れと共に、選層を過ぎた利用者さんもいて体力面や健康面、精神面での配慮がますます必要になっていきます。その中で日中事業所の取り組みも少しずつ変わってきています。

「匠」「和」は、これまでに就労継続支援B型から生活介護に変更しました。作業をベースに創作活動や運動、地域清掃などを取り入れ、それぞれの生活の楽し

みを見つけていっています。

就労継続支援B型の「翔」
「集」は、これまでと変わらなず作業を中心に支援をしますが、年々一人ひとりに合った仕事量やペースに配慮するようになっていきます。

昨年からは始まった「プロトワーク」は、毎日企業内で働く「歩」「OMC」とは違い、ユニオンにとって新しい形の施設外就労です。「翔」で働くことを基本的にしながら、月の内10日ほど企業で働きます。企業だけ、作業所だけでなく、双方の良いところを取り入れ、仕事の意欲へつなげていきます。

それぞれの利用者さんに合った働き方を模索していきたいと思っています。(坂田)

東大阪にある(柳)化成の現場で、Aさんは、朝に送られてくる注文表を見て「今日は注文多いから残業

かな」と職員に確認し、残業とわかると「ありがたいな」と言います。他利用者から残業を嫌がる発言が聞かれると「当たり前(仕事)がもらえること」とちゃうんやで「頑張りや」と嫌な空気を一喝して、周囲に活気をつけてくれます。

就労経験のあるAさんにとって仕事があることは当たり前ではなく有難いことで、企業の中で働き、工賃を稼ぐということは、最後まで責任を持って取り組まないと仕事を貰えなくなるとの思いが発言から感じられました。社員の方からも頼りにされることが多く、時には進捗状況を確認し、臨機応変に対応しているAさんには自信が溢れています。

今年64歳になるBさんは、加齢とともに仕事への集中力や体力の継続が難しく、体調を考慮して毎日3時には帰宅をしています。長年仕事中心で生活してきたBさんに、自身のペースで働ける生活介護への異

動も考えましたが「もうちょっと頑張ります。」と「ここを退社しました。Bさんにとって企業の一員として工賃をもらうことが「働く」ということであり、その工賃で趣味を楽しむ生活に満足しているのです。

一人一人企業での働き方は違っていても、企業の中で社員の方と関わりながら働き、工賃を稼ぐということとは本人たちの誇りや自信に繋がっています。(萩原)

「企業内で働きたいが毎日はいんどい」そんな利用者さんの思いから、ワークス翔の軽作業班は、月に10日間を、週をあげ2回に分けて企業内で働いています。企業内で働いている利用者さんの中に、他人のことを気遣うことでしんどくなるCさんがいます。しかし、しんどくてもCさんは休まずに企業に通えています。ある時、Cさんが「今日は仕事が楽しかった」と言いました。Cさんを知って

いる人からするととてもびっくりする発言です。理由を本人に聞くと「仕事が今までうまくいかなかった。をする気があまりなかった。けど仕事ができるようになったら自分でもびっくりするくらい集中して作業に取り組めたから楽しかった」と笑顔で教えてくれました。

企業内で働くことは、職員ではない企業の社員ともかわりを持たなければならぬ場所です。その中で社員との関係を保ちつつ、決められた数の生産をこなさなければならぬ、これらのことは彼らにとって大きな負担になっていると思う。しかし、この負担があるのを知りながら企業へ通えているのは、彼らにとって企業で働くことにはそれに代わるやりがいや、達成感があるからだと思います。私たち支援者は彼らのこの仕事に対する姿勢を維持・向上できるように働き方を考えていかなければならないと思います。(川口)

「障害者の権利に関する条約」の 発効について思う

待ちわびた条約の発効。本当によかったと思うと共に、私たち支援者も、保護者の皆さんも考え方を変えなければならぬ。今のままでは「浦島太郎」に成ってしまう。

「障害者の権利に関する条約」がようやく我が国でも発効した。

平成十八年十二月国連に総会でこの条約が採択され、翌十九年九月に我が国も条約に署名したが、それに伴う国内法の整備にかなり時間がかかり、平成二六年一月にやっと条約が発効した。

それに先立つ国内法の整備としては、平成二三年に「障害者基本法」の改正、平成二四年に「障害者総合支援法」の成立、平成二五年に「障害者差別解消法」の成立並びに「障害者雇用促進法」の改正などがある。

障害者福祉の考え方も、法整備にかかる議論の中で大きく変わってきている。

①セルフ・アドボカシーを促進し支援すること。
②一般的な市民向けの制度を利用すること。
③後見制度を意思決定支援制度に段階的に置き換えて行くこと。

④意思決定支援制度の登録支援者は、支援ネットワークを強めるように支援すること。
⑤支援される障害者が支援者を選ぶこと。重度の知的障害者には複数の支援者登録を可能とすること。支援者の登録、選定、研修などの制度を確立すること。

⑥特に重度の知的障害者について、コミュニケーションや、支援者への拡張・代替コミュニケーションの研修など、意思疎通バリアを取り除くようにすること。

⑦本人の意思決定の権利を維持し、間違いを許容しつつも、虐待や損害から守られるように支援者が情報提供する。虐待防止の仕組みを作ること。本人と支

援者との間の問題を回避し解決する手段を作ること。
⑧支援ニーズの高い人ほど保護を厚くすること。障害者権利条約の保護を遅滞なく実行すること。

「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」の議論の中では、合理的配慮の拒否を含む障害に基づくあらゆる差別の禁止が謳われ、「合理的配慮」と言う新しい概念が作り出された。

この「合理的配慮」がどのようなものかと言うと、障害のある人が困っていると、その人の障害に合った必要な工夫ややり方を伝えて、それを相手にしてもらうことを指すのだが、知的障害者の場合は、「意思決定支援」の提供になる。

措置の時代には、「保護・指導・訓練」対象、制度の客体和考えられていた障害者は、「基本的人権や自由を保障された「権利の主体」と考えられるようになり、「障害」

は、治療の対象と見られる「医療モデル」から、「障害」は障害者ではなく社会が作り出していると考ええる「社会モデル」へと変化した。

は、治療の対象と見られる「医療モデル」から、「障害」は障害者ではなく社会が作り出していると考ええる「社会モデル」へと変化した。

保護者の皆さんにとって、「この子を保護しなければならぬ」との思いはとて強いので、知的な障害を持つお子さん（ユニオンの利用者）たちは、「権利の主体」と言うよりは、「保護の対象」なのだろう。

「措置の時代」にどっぷりと浸かっていた私も、思考が追いついて行けない部分はまだまだある。

しかし、時は流れ、「考え方」は確実に変わったのだ。

保護者の皆さんや私たち職員が考えを改め、「二人ひとりの利用者が「権利の主体」である「意思決定」を支援しよう。」としないう限り、私たちと言う存在こそが、利用者の「権利を阻害する存在」となってしまうのかもしれない。

若年層の支援を考へる

当法人の利用者さん多くは壮年期を迎える方たちであるが、ここ数年は若年層(厚労省によれば15〜34歳)の方も徐々に増えてきた。そんな若い方に対して、今までのワークスユニオンの支援を提供することが良いことなのか。支援を行う中で、今まで目指してきた支援との矛盾を感じた。

利用者さんの生活を縛り付けてしまう決まりは、その人を息苦しくさせてしまう等々の理由から、ルールや制限は少なければ少ない方がよいと思っていた。

しかし、若年層の方の多くは、甘えや欲求を抑えることが難しい。生活を創り、整えていくこと、あり余ったパワーの発散の場を探すこと等が必要だ。その人の今の、そしてこれからの生活を破綻させないためには、欲求との適度な折り合いのつけ方や転換方法を覚えていくことが大切だと思うし、

そのためにルールがある方がわかりやすいこともある。決まりは少ない方がよいと思いつつ、決まりごとを作る自分。おそらく、これが矛盾の原因だ。

気をつけなければならぬと感じるのは、利用者さんにとって必要なルールと、周囲が問題と捉える行動を「止めさせるだけ」のルールを混同しないこと。ルールで縛ることに支援者が慣れてしまわないことだと思ふ。その支援者の意識は忽ち、他の利用者さんの支援にも影響してくる。

利用者さん自身は、どうしたらいいのか、本当はどうしたいのか、わからないのかもしれない。

支援者や周囲の人たちと押し引きを繰り返す中で経験を重ね、自分の生活を描き、少しずつ削ってほしいと思っている。利用者さんも支援者も発達途中、保護者さんと共に前に進んでいきたい。(原)

職員紹介

崎谷 正人 (若) 1階、ユニオンに入職して早三年目、事務をしながら利用者さんからの電話も軽快に

対応しています。事務処理が苦手の職員には懇切丁寧に教えてくれます。

趣味は競馬や映画鑑賞。最近見た映画では、「ベイマックス」が特に良かったようでブルーレイも購入したとか。

特技は写真撮影で躍動感溢れるスポーツシーンを撮るのが好きだそうです。最近では、鈴鹿サーキットへモータースポーツの写真を撮りに行ったと話していました。でも、一度は職にした写真撮影は趣味を通り越

して仕事だと感じてしまうとの事です。休日はよく奥さんと買い物へ行き、年に2度ほど一緒に車で旅行へ行く愛妻家です。

木下 真由実 (若) 1階、生まれも育ちも浪速っ子の彼女。基本的にはボケ・突っ込み・のり突っ込みは小さい頃よりTVで見ている

ついていきます。あまり表には出ませんが、色んな場面で突っ込みを入れているそうです。

趣味は、お笑いやミステリーの本を読む事、そしてなんとHIPHOPのライブに行く事。お気に入りのアーティストが誰かは秘密だそうです。

心の癒しは小さい鳥を見ること。たまに事務所の窓越しに来る雀を見てリフレッシュしています。鳥の中でも特にインコが好きで、家にはインコの本や漫画が50冊以上あるそうです。読みたい方は是非声をかけてみてください。(島村)

編集後記

▼ワークスユニオンは「働きたい」との利用者さんの願いを叶えるために事業を開始した。▼十数年の時の流れとともに、高齢期を迎える方も少しずつ増加している。▼何名かの若い世代の利用者さんも新たに迎えた。▼色々な経験を積み大人の対応をしてくれる利用者さんへの行動に慣れ親しんだ私たちは、ストレートに要求をぶつけて来る若い方の支援に少しとまどいを感じている。▼自分でコントロールできない思いや要求を、少しずつ制御できる力を身に付けて欲しいと願う。▼周囲の人に危害や迷惑を掛ける行動は本人の意思決定だとしても、それは認めべきではない。▼少し時間がかかるかも知れないが、自分も満足でき、周囲にも認められる活動や行動様式を利用者さんと支援者の共同作業で、見つけて行かなければならない。(南石)